

議員提出第3号議案

品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年7月10日

提出者

まつざわ和 昌	若 林 ひろき
大 倉たかひろ	こしば 新
せ お 麻 里	西 村 直 子
こんの 孝 子	塚 本よしひろ
松 永よしひろ	山 本やすゆき
安 藤 たい作	石 田 ちひろ
須 貝 行 宏	

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

品川区議会委員会条例（昭和53年品川区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号に次のように加える。

ウ 児童相談所の所管事項

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(説明) 児童相談所の開設に伴い、所要の改正を行う必要がある。